

平成 29 年 10 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 投資信託協会

企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準(案)」
に対する意見提出について

標記につきまして、下記の通り、意見を提出させていただきます。

ご査収の上、宜しくご検討頂き、ご見解等をお示し頂ければ幸いに存じます。

記

- 投資信託委託会社が投資信託から收受する信託報酬に係る収益認識について

投資信託委託会社が投資信託から收受する信託報酬については、その全額を投資信託委託会社の収益として認識することで問題が無いことを確認したい。

(理 由)

証券投資信託の契約の主体は、委託者及び受託者であり、両者が提供する役務提供義務の範囲及びその対価（以下「信託報酬」）を実質的に享受する者は、委託者及び受託者であることが証券投資信託約款（以下「約款」）上明確である。

また、受益権の申込、収益分配金、償還金及び一部解約代金の支払等の事務手続きについて、本来、委託者が行うべきところ、約款上、委託者の指定する販売会社（以下「指定販売会社」）が行うこととされているが、これは委託者が指定販売会社と事務代行契約を締結することを予定したものであり、委託者が指定販売会社に支払う事務代行手数料の履行義務者は委託者である。さらに、信託報酬の価格設定についての裁量権は委託者が有し、代行手数料は委託者と指定販売会社の合意に基づき決定するものであるから、その全額を委託者の収益として認識し、事務代行手数料を委託者固有の費用として計上することが妥当である。

以上